

玉名税務署では、次のとおり確定申告相談会場を開設します。

●とき 2月18日(日)から

3月15日(金)まで

(土・日・祝日は除く)

午前9時～午後4時

●ところ 玉名税務署1階

(玉名市岩崎2-7-3番地)

玉名合同庁舎)

(注)開設期間前は、申告会場を設けておりませんので、開設期間にお越しください。

※国税の納付は口座振替が便利です。まだ利用されていない人は、ぜひご利用ください。

※税務署、市役所、町役場などで申告される人の中で、事業所得(農業、不動産所得含む)がある人は、収支計算書(内訳書・決算書)を可能な限り事前にご自宅などで作成し、関係書類と併せて会場にお持ちください。また、医療費控除を受ける際は、

「医療費控除の明細書」の記載および計算を済ませて会場にお持ちください。

確定申告に関するご相談は、**確定申告電話相談センター「0」番へ!**

熊本国税局では、1月16日(水)から3月15日(金)までの間、所得税・消費税・贈与税の確定申告に関する電話相談に対応するため、「確定申告電話相談センター」を開設しています。

最寄りの税務署に電話していただき、音声ガイダンスに従って「0」番を選択した後、ご利用をお話してください。相談会場や受付時間などのお問合せについては、専用オペレーターがお答えします。また、お問合せの内容によつては電話を転送し、職員などがお答えします。

なお、おかけいただく時間帯によつては、つながりにくい場合や少々お待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

いつでもどこでも
スマホで申告

平成31年1月からスマートフォン(以下「スマホ」といいます。)で所得税の確定申告書を作成し、e-taxで申告することができます。

また、給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する人は、スマホ専用画面をご利用いただけますので、大変便利です。

スマホからe-taxで申告するためには、事前に税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行される「IDとパスワード(ID・パスワード方式に対応したもの)」が必要となります。

作成については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)の「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

医療費控除を受ける場合は「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

医療費控除を受ける場合は、医療費の領収書を添付か、または提示する必要がありますが、代わりに「医療費控除の明細書」を添付する必要があります。

医療費等の領収書(医療費通知に係るものを除く。)については、後日税務署から提出、または提示を求める場合がありますので、確定申告期限などから5年間、ご自宅で保管してください。

配偶者控除および配偶者特別控除の適用要件が改正されました。

配偶者控除の額が改正されるとともに、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限額が76万円未満

から123万円以下に変更となり、その控除額も改正されました。

「にせ税理士」にご注意

税理士でない人が、税務代理、税務書類の作成および税務相談の税理士業務を行うこと(いわゆる「にせ税理士」行為)は、税理士法で固く禁じられています。

所得税および復興特別所得税ならびに消費税および地方消費税の確定申告書や決算書などの税務書類の作成や税務相談を依頼する場合は、税理士であること(「税理士証票」を携行し、「税理士会員章(バッジ)」を着けています)を確認し、ご相談ください。

「にせ税理士」へ相談することは、あなた自身が不測の損害を被るおそれがありますので、十分にご注意ください。詳しくは、最寄りの税務署へお尋ねください。

●玉名税務署
☎72・2125
※自動音声案内

税理士事務所での確定申告相談のお知らせ

日時 2月1日(金)～15日(金)・22日(金) 午前9時～午後4時 ※土日祝除く

場所 南九州税理士会玉名支部 各税理士事務所

※相談は無料 ※申告書作成の場合は有料

事前予約制

直接お近くの税理士事務所にご予約ください



問 南九州税理士会玉名支部 事務局

☎73-4860(坂本)

農業経営者の皆様へ 青色申告を始めましょう!

青色申告をしていただくと、特別控除を受けることができるなど、いくつものメリットがあります。青色申告を新たに始める人は、原則、その年の3月15日までに玉名税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

また、青色申告を行う農業者(個人・法人)は収入保険に加入できます。

収入保険は、全ての農産物を対象に自然災害や価格低下などによる収入減少が生じた場合に補償する保険です。

詳しくは、以下の機関にお問い合わせください。

収入保険は農業収入の減少を広く補償します!

<p>自然災害や鳥獣害などで収量が下がった</p>	<p>市場価格が下がった</p>	<p>災害で作付不能になった</p>	<p>けがや病気で収量ができない</p>
<p>倉庫が浸水して売り物にならない</p>	<p>取引先が倒産した</p>	<p>盗難や運搬中の事故にあった</p>	<p>輸出したが為替変動で大損した</p>

お問い合わせ先

●青色申告について

- ・玉名税務署 ☎0968-72-2125
- ・くまもと農業経営相談所(熊本県担い手育成総合支援協議会) ☎096-384-3333

●収入保険について

- ・熊本県農業共済組合 玉名支所 ☎72-4181